

【有料職業紹介事業に係る明示事項】

職業安定法第 32 条の 13、第 24 条の 5 第 32 条の 16 第 3 項の規定に基づき、次の通り明示します。

求人者の皆様へ

(有) 仆ゲ 興業

有料職業紹介事業許可番号/24-ユ-300192

取扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社取扱い業務範囲は、全職種です。

払戻金制度に関する事項

当社は、払戻金制度を設けております。

入社日から一定の期間内に、求職者が本人の責めに基づく解雇又は自己都合により退職したときは、求職者より受領した紹介手数料の一部を、下記の通り求人者に返還致します。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 100%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後 1 ヶ月超 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求職者）で就業中の派遣労働者として紹介する場合は、この返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

求人者情報の取扱いに関する事項

求人者の情報は、事業紹介事業に係るものに限りします。

苦情処理に関する事項

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申出者に通知します。

各種取扱い者、責任者

求人者情報、個人情報の取扱い者、並びに苦情処理の責任者は下記の通りです。

(有) 仆ゲ 興業

以上